

2014. 7. 7

佐久保健所管内の業者が製造したアイスクリーム類が大腸菌群陽性であったため、当該商品の廃棄を命じました

佐久保健所管内の業者が製造したアイスクリーム類を検査したところ、大腸菌群が陽性であり成分規格に違反していたため、本日、佐久保健所は当該商品を製造した製造者に対して廃棄を命じました。

なお、当該品は販売前に発見されたため、一般消費者への販売はありませんでした。

■違反食品について

- ◆名称 手づくりアイスクリーム 抹茶
- ◆種類別 アイスクリーム
- ◆包装形態・内容量 紙カップ入り 120ml
- ◆ロット番号 26 6 08
- ◆廃棄を命令した個数 165 個

■検査結果等について

- ◆検査年月日 平成 26 年 7 月 6 日
- ◆検査結果 大腸菌群陽性(成分規格：大腸菌群陰性)
- ◆検査機関 長野保健所検査課

■違反内容について

食品衛生法第 11 条第 2 項違反

■措置内容について

食品衛生法第 54 条第 1 項の規定による廃棄命令

詳しくは長野県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/happyou/nyuuniku-kaisyu/140707haiki.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県健康福祉部食品・生活衛生課
(電話 026-235-7154, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)
- ・最寄りの保健福祉事務所(保健所)食品衛生相談窓口